

墨田区消費者ニュース

令和6年12月発行 第217号

消費者センター相談窓口から

高齢者を狙った海産物の強引な電話勧誘に注意！

～商品が届いたら受け取り拒否しましょう～

【相談事例】

1年程前に電話で勧誘を受け、断り切れずに海産物を購入した。1か月程前、1年前と同じと思われる業者から電話があり、海産物の購入を勧められた。「買うつもりはない」と何度も断って電話を切った。数日前、宅配業者が海産物を届けにきたので、注文していないと受け取りを拒否したら、業者から電話があり「受け取ってくれないと困る」と言われた。昨日も電話があり、息子に断ってもらったが不安だ。どうしたらよいか。
(80歳代女性)

【アドバイス】

カニなどの海産物を購入する機会が増える年末にかけて、海産物の電話勧誘販売のトラブルが増えていますので注意してください。

- 電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- 電話で勧誘を受けて契約した場合は、クーリング・オフができます。
- 断ったにも関わらず商品が届いたら受け取り拒否しましょう。その際には、送り主の名称や所在地をメモするなどして事業者の情報を控え、念のためクーリング・オフを通知し、代金を支払わないようにしましょう。

もし、受け取ってしまった場合でも、一方的に送り付けられた商品の代金を支払う必要はありません。代金の返金を販売業者に求めることができますが、返金されないおそれがあります。代金の支払いを求められても応じないようにしましょう。



事例については、クーリング・オフを通知し商品の受け取りや支払いをせずに済みました。

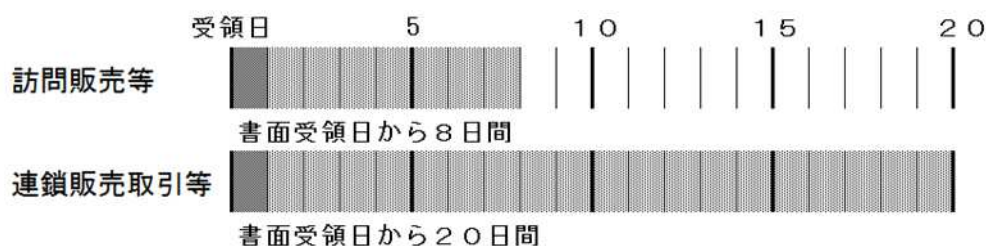
「クーリング・オフ」は どんな制度？

訪問販売や電話勧誘などで思わず契約をしてしまった場合、法律で定められた期間内であれば違約金を支払うことなく無条件で契約を解除できる制度です。支払ったお金は返され、商品を受け取っているときは、事業者に取り取りを要求します。

通知文を出せば契約は解除されます

対象となる取引と期間は、特定商取引法やその他の法令等によって定められています。

例えば、訪問販売の場合、法定書面（契約書面または申込書面）の受領日を1日目（起算日）と数えて8日間です。（下の「表」を確認してください。）



取引の種類	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 （エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、 パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	
訪問購入（消費者の自宅を訪問し、商品を買取る取引）	
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法など）	

クーリング・オフ通知の方法

■はがきで行う場合

販売会社の代表者あてに通知します。送る前に両面のコピーを取り、**特定記録郵便や簡易書留などの発信の記録が残る方法**で送ります。

記載例	通知書
次の契約を解除します。	
契約年月日	〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社×××× ☐ 営業所
	担当者 △△△△△
支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。	
〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	
氏名 〇〇〇〇〇〇	

■電磁的記録※で行う場合

契約書面に通知先や具体的な通知方法が記載されていれば、それに従ってください。

通知後は**送信した電子メールやウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等のスクリーンショット**を保存してください。

※電子メール、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム、SNS、ファックス等

■通信販売にクーリング・オフ制度はありません

ネット通販などの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があれば特約に従います。

特約がない場合には8日以内（商品を受け取った日を含む）であれば返品できますが、**返品費用は消費者負担**になります。



■クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても解除できる場合があります。
消費者センターに相談してください。

資料：国民生活センター、消費者庁、イラスト：消費者庁イラスト集より、いらすとや

丸井錦糸町店 9階にぜひお越しください！

墨田区消費者団体連絡会が普段行っている活動の発表を行います。

ぜひお越しください。

チャリティバザー、ワークショップなどを実施します。

ワークショップでは、皆さんが大切に使ってきたもの、使わなくなったものを再利用して身近で役立つものに蘇らせます。

開催日時：令和6年12月13日（金）12：00～15：00

開催場所：丸井錦糸町店 9階

参加費無料 ワークショップは事前予約が必要です。

お申込み・お問合せ：電話またはメールでお願いします。

電話：03-5608-1516（ワークショップが定員になった場合には、ご容赦願います。）

メール：sangyou@city.sumida.lg.jp

主催：すみだ消費者センター 墨田区消費者団体連絡会



スカーフ



ビーズブレスレット

（「墨田区のお知らせ」11月11日号を参照願います。） ワークショップで作る一例

出前講座のご案内

安心・安全な暮らしをするための知識を消費生活の専門家から学べます。

- ・町内・自治会などの集まりに
- ・見守り活動をしている方
- ・学校の授業や保護者会など

実施日時：平日の9時から16時30分

対象：10名以上の区内団体

会場：各団体でご用意願います。

費用：無料

講義時間：1回2時間まで

ぜひ、ご活用願います。申し込み方法など、詳しくは、すみだ消費者センターにお問い合わせください。問い合わせ先 03-5608-1516

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分



令和6年12月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上 2-12-7 ☎5608-1516